



令和4年分所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

税務署長

令和 年 月 日提出

住所 (又は事業所・事務所・居所など)	〒 -)	職業	
フリガナ 氏 名		電話 番号	

令和4年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通 知 を 受 け た 金 額	申 請 金 額
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	(㉔の金額) 円
予 定 納 税 額	第 1 期 分	(㉔の金額)
	第 2 期 分	(㉔の金額)

- 「通知を受けた金額」欄には、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (㉔の金額)」、「予定納税額 (㉔、㉔の金額)」をそれぞれ書いてください。
- 1 減額申請の理由 (該当する項目を ○ で囲んでください。)
- 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)
- 2 減額申請の具体的理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

- 3 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。)

- (1) (2) (3) (4)

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください。)

	申 請 金 額
令和4年分の所得金額の見積額	円
営業等・農業	①
不動産	②
利子	③
配当	④
給与	⑤
雑	⑥
総合譲渡・一時	⑦
合計 (総合課税)	⑧
	⑨
	⑩
合計所得金額	⑪
社会保険料控除	⑫
小規模企業共済等掛金	
生命保険料控除	⑬
地震保険料控除	⑭
寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者	⑮
配偶者 (特別)	⑯
扶養控除	⑰
基礎控除	⑱
雑損控除	⑲
医療費 (特例) 控除	⑳
寄附金控除	㉑
合 計	㉒

	申 請 金 額
課税される所得金額	円
⑧に対する額	㉓
⑨に対する額	㉔
⑩に対する額	㉕
税 上の㉓に対する税額	㉖
税 上の㉔に対する税額	㉗
税 上の㉕に対する税額	㉘
額 合 計	㉙
配当・投資・当控除等の特典	㉚
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	㉛
政党等寄附金等特別控除	㉜
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除	㉝
差引所得税額 (㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉞
(赤字のときは0と書いてください。)	
災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除	㉟
所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額×100/102.1)	㊱
再差引所得税額 (㉞-㉟-㊱)	㊲
(赤字のときは0と書いてください。)	
㊲ × 2 . 1 %	㊳
申告納税見積額 (㊲ + ㊳)	㊴
(15万円未満のときは0と書いてください。)	
予 定 第 1 期 分	㊵
予 定 第 2 期 分	㊶

ご注意

- この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。
○予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とでは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
○変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

税務署受理欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	一連番号
	年 月 日	0				

申告納税見積額等の計算書の書き方

1 「所得金額」①～⑪欄

6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で令和4年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として『令和4年分子定納税について』の「給与所得の速算表」により求めた金額（所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の金額）を書きます。
- (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 「⑨～⑪」の各欄……⑨欄及び⑩欄については、次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。
 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等……「一般株式等の譲渡等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等……「上場株式等の譲渡等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……「上場株式等の分離配当等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……「先物取引の分離雑等」
 - ト 山林所得……「山林」⑪欄については、合計所得金額を書きます。合計所得金額とは、⑧欄の金額と、上記イからトまでの所得がある場合のその所得金額（上記イ及びロの分離課税の土地建物等の短（長）期譲渡所得については特別控除前の金額）及び退職所得金額を合計した金額です。

2 「所得から差し引かれる金額」⑫～⑳欄

6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で令和4年分の控除額を見積もって書いてください。

3 「税額」㉔～㉙欄

- (1) 「上の㉔に対する税額」㉔欄……『令和4年分子定納税について』の「所得税の税額表」で求めた税額を書きます。
- (2) 「上の㉔に対する税額」㉕欄……1の(4)のイからトまでの所得がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額（㉔、㉕の各種の金額）に対する税額を書きます。
 - イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{課税分離短期譲渡の金額} \times 30\%$
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。
 - ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{課税分離長期譲渡の金額} \times 15\%$
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。
 - ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{一般株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$
 - ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{上場株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$
 - ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{上場株式等の課税分離配当等の金額} \times 15\%$
 - ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
 $\text{先物取引の課税分離雑等の金額} \times 15\%$
 - ト 課税山林の金額に対する税額……『令和4年分子定納税について』の「令和4年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- 4 「配当控除、投資税額等の控除」㉚欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

- (1) 配当控除……「㉔の金額＋課税分離短期譲渡の金額＋課税分離長期譲渡の金額＋一般株式等の課税譲渡等の金額＋上場株式等の課税譲渡等の金額＋上場株式等の課税分離配当等の金額＋先物取引の課税分離雑等の金額」が、
 - イ 1千万円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。
④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算するか、税務署にお尋ねください。
 - ロ 1千万円を超える場合……税務署にお尋ねください。
- (2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。

- 5 「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」㉛欄、「政党等寄附金等特別控除」㉜欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除」㉝欄……税務署にお尋ねください。

- 6 「災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額」㉞欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額並びに所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額の合計額を書きます。

(注) 所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額には、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。

- 7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉟欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。
 $\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$

8 「予定納税額」㊱、㊲欄

- (1) 7月減額申請の場合
「第1期分」㊱欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉙の金額の3分の1
「第2期分」㊲欄 } に当たる金額を書きます。
- (2) 11月減額申請の場合
「第1期分」㊱欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。
「第2期分」㊲欄……{ 「申告納税見積額」㉙－「第1期分」㊱ } × $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。
ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉙の金額の2分の1に当たる金額を書きます。

(注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額（㉙欄）については、復興特別所得税額相当額（所得税額の2.1%）（㉟欄）を含めて計算します。

- 申告納税見積額等の計算は、令和4年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うことになります。
この計算は、6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在で令和4年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。

- この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。



個人事業者用

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 優良

税務署長
年 月 日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日

整理番号		職 業	フリガナ 屋 号
------	--	-----	-------------

1 届出の区分（適用を受けたい内容に応じて、以下の□のいずれかにチェックを入れる。）

☐ 所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除（※）の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。
（※）65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、仕訳帳及び総勘定元帳について、規則第5条第5項に規定する優良帳簿の要件に従って保存する必要があります。

☐ 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例（※）の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。
（※）65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例の適用を受けるためには、所得税又は消費税に係る国税関係帳簿の全てについて、規則第5条第5項に規定する優良帳簿の要件に従って保存する必要があります。

2 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日
（次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。）

帳 簿 の 種 類		備付け及び保存に 代 える 日	帳 簿 の 種 類		備付け及び保存に 代 える 日
根 拠 税 法	名 称 等		根 拠 税 法	名 称 等	
☐ 所得税法 ☐ 消費税法	総勘定元帳	年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日
☐ 所得税法	仕訳帳	年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日
☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日
☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日

3 その他参考となるべき事項

（1） 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要

☐ 市販のソフトウェアのうちJ I I M Aの認証を受けているもの

（メーカー名： 商品名： ）

☐ 市販のソフトウェア（メーカー名： 商品名： ）

☐ 自己開発（委託開発の場合は、委託先： ）

（2） その他参考となる事項

税 理 士 署 名	
-----------	--

※ 税務署 処理欄	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	年 月 日		年 月 日			

書 き 方

1 この届出書は、①所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合、又は、②所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。

2 上記 1 ①又は②の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

なお、本規定の適用を受けようとする年分に係る法定申告期限（翌年の 3 月 15 日）までに、この届出書を提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1	届出の区分	上記 1 の①及び②について、適用を受けたい内容に応じて、□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
2	根拠税法	上記 1 の①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿（※）の保存義務等を規定している税法の文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、所得税法及び消費税法の両方により保存義務等が規定されているときは、両方の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
	名称等	名称等の空白欄には、「総勘定元帳」及び「仕訳帳」以外の特例国税関係帳簿を作成している場合に、その作成している補助帳簿等について記載してください（上記 1 の①の適用を受ける場合は記載する必要はありません）。 なお、特例国税関係帳簿の名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項を記載してください。 ※ 適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿について記載してください。
	備付け及び保存に代える日	上記 1 ①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の電磁的記録等の備付け及び保存をもってその特例国税関係帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。 原則として課税期間の初日（1 月 1 日）となります。 なお、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付け及び保存に代える日とする場合には、その日を備付け及び保存に代える日とする理由を「3(2) その他参考となる事項」欄に次のように記載してください。 【記載例】〇年〇月〇日に開業する予定のため。
3	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要	届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。 なお、（ ）内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。
	(2) その他参考となる事項	令和 4 年 1 月 1 日前において現に令和 3 年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿（以下「承認済国税関係帳簿」といいます。）について、令和 4 年 1 月 1 日以後に令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととする場合には、取りやめようとする承認済国税関係帳簿の種類等を記載してください（※この場合には、改めて承認済国税関係帳簿の承認取りやめの届出書を提出する必要はありません）。 【記載例】〇年〇月〇日に承認を受けた次の国税関係帳簿について、〇年〇月〇日以後保存する国税関係帳簿についてはその承認を取りやめ、令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととしましたので、届け出ます。 ・総勘定元帳、仕訳帳、売掛金元帳、買掛金元帳、…（承認済国税関係帳簿の種類）

※ 特例国税関係帳簿・・・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第 5 条第 1 項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。

(別 紙)

承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書

[illegible]

この明細書は、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」を提出する場合に別紙として届出書と併せて提出します。

明細書の各欄は、次により記載します。

- 1 「整理番号 a」欄には、一連番号を付します。
- 2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載します。
- 3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、申請資産について個別の資産ごとの名称を記載します。
- 4 「現に適用している耐用年数 f」欄には、申請資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載します。なお、個人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、申請資産につき適用すべき法定耐用年数を記載します。
- 5 「取得価額 g」欄には、3 の資産の取得価額を記載します。
- 6 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3 の資産につき申請時までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にその年数の合計（1 年未満の端数切捨て。）を記載します。この場合において、機械及び装置に含まれる資産で陳腐化の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個別年数を記載します。
- 7 「年要償却額 k」欄には、3 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」欄の年数で除して算出した金額を記載します。
- 8 3 の資産が機械及び装置である場合には、「算出使用可能期間 n」欄に「取得価額 g」及び「年要償却額 k」欄の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数を記載します。
- 9 「承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、3 の資産が、機械及び装置である場合には8により計算し、「算出使用可能期間 n」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を移記します。
- 10 3 の資産が機械及び装置である場合には、「算出未経過使用可能期間 p」欄に「未経過期間対応償却基礎額 m」及び「年要償却額 k」欄の全部についての計を付し、当該「未経過期間対応償却基礎額 m」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数を記載します。
- 11 「承認を受けようとする未経過使用可能期間 q」欄には、3 の資産が、機械及び装置である場合には、10により計算し、「算出未経過使用可能期間 p」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 その後の使用可能期間 i」欄に記載した年数を移記します。
- 12 「帳簿価額 s」欄には、3 の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する年の1月1日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載します。

第 号

年 月 日

殿

国税局長 印

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の 通知書

あなたが 年 月 日付でされた所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について次のとおり しましたので通知します。

承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却費の計算は、 年分以後の各年について適用することができます。

申請に係る減価償却資産						承認、 却下の 区分	承認した使 用可能期間 （年）	承認した 未経過使 用可能期 間（耐用年 数）（年）
整 理 番 号	種類（設 備の種類 を含む。）	構 造 又 用 途	細 目	数 量	帳簿価額 （円）			

※ この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

（理 由）

不服申立て等について

氏 名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に_____国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の（承認・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

- (1) 標題の「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (4) 「整理番号」欄から「承認した未経過使用可能期間（耐用年数）（年）」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (5) 「（理由）」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

第 号

年 月 日

殿

国税局長 印

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認の取消し（変更）通知書

年 月 日付 号の耐用年数短縮の承認については、所得税法施行令第 130 条第 4 項の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について、次のとおり取消し（変更）します。

取消し（変更）後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却費の計算は、年分以後の各年分について適用されます。

取 消 し （ 変 更 ） の 対 象								取消し 後の耐用 年数 (年)	変更後 の使用 可能期 間(年)	変更後 の未経 過使用 可能期 間(年)
整理 番号	種類（設 備の種 類を含 む。）	構 又 用	造 は 途	細 目	数 量	帳簿価額 (円)	承認し た使用 可能期 間(年)	承認し た未経 過使用 可能期 間(年)		

(理 由)

不服申立て等について

氏 名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に_____国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認の取消し（変更）通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題及び主文の「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な文字を二重線で抹消する。
- (2) 「全部又は一部」の箇所については、申承認に係る資産の全部について取消しをする場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (3) 「整理番号」欄から「変更後の未経過使用可能期間（年）」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認の取消し（変更）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「（理由）」欄には、取消しをするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

取消し又は変更の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立て」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

輸 出 物 品 販 売 場 許 可 申 請 の 却 下 通 知 書

1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI2）は、輸出物品販売場の許可申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可申請を却下する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

輸出物品販売場許可申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
免税販売手続区分 (通知文中)	却下の対象となる輸出物品販売場許可申請の免税販売手続区分を印字する。 ①一般型 ②手続委託型 ③自動販売機型

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	却下の対象となる「輸出物品販売場許可申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、
下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

(理由)

記

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下通知書 (一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIA）は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請を却下する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日 (通知本文)	却下の対象となる「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載す

る。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可の取消通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

平成・令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法第8条第6項の規定による輸出物品
販売場の許可については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

(理由)

記

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

輸出物品販売場許可の取消通知書
（一般型・手続委託型輸出物品販売場用）

1 使用目的

「輸出物品販売場許可の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI3）は、輸出物品販売場の許可について、取消しの通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

輸出物品販売場許可の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消しの対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる「輸出物品販売場許可申請の許可通知書」の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部

	分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合にのみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部を抹消する。
--	--

6 教示文

「（教示）輸出品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を
設置しようとする事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

(理由)

記

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書
（一般型・手続委託型輸出品販売場用）

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIB）は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認について、取消しの通知を行うために作成する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消しの対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書」の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合のみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部

	を抹消する。
--	--------

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を印字する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を印字する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

輸出物品販売場許可申請の許可通知書
(一般型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の許可通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI0）は、輸出物品販売場の許可申請について、許可の通知を行うために使用する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可申請を許可する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請の許可決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

輸出物品販売場許可申請の許可決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
* 通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」を表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
* 連絡先住所	連絡先がある場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に連絡先住所を印字する。 (注) 副本、決議書添付用にのみ印字する。
* 補完記入の表示	1 「納税地」、「法人名等」又は「氏名・代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する場合は、「納税地」欄の右に「補完有」と表示する。 2 「連絡先」に補完記入を要する場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に「補完有」と表示する。 (注) それぞれ副本、決議書添付用にのみ印字する。
税務署	許可の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
許可年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された許可年月日を印字する。
輸出物品販売場の所在地	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の名称	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知 本文）	許可の対象となる「輸出物品販売場許可申請書」の提出年月日を記載する。
輸出物品販売場の 所在地 輸出物品販売場の 名称	補完記入を要するため、「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。

輸出物品販売場許可申請の許可通知書
(手続委託型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の許可通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI1）は、輸出物品販売場の許可申請について、許可の通知を行うために使用する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可申請を許可する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請の許可決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

輸出物品販売場許可申請の許可決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
* 通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
* 連絡先住所	連絡先がある場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に連絡先住所を印字する。 (注) 副本、決議書添付用にのみ印字する。
* 補完記入の表示	1 「納税地」又は「氏名・代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する場合は、「納税地」欄の右に「補完有」と表示する。 2 「連絡先」に補完記入を要する場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に「補完有」と表示する。 (注) それぞれ副本、決議書添付用にのみ印字する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
許可年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された許可年月日を印字する。
輸出物品販売場の所在地	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の名称	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 法人名 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」、「法人名」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知 本文）	許可の対象となる「輸出物品販売場許可申請書」の提出年月日を記載する。
輸出物品販売場の 所在地 輸出物品販売場の 名称	補完記入を要するため、「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、
年 月 日付で、消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置しようとする事業者として
承認しましたので、通知します。

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI9）は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請について、承認の通知を行うために使用する。

2 出力対象

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請を承認する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	承認の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
承認年月日（通知本文）	臨時販売場設置事業者実績入力画面で入力された承認年月日を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	承認の対象となる「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」の提出年月日を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

輸 出 物 品 販 売 場 識 別 符 号 通 知 書

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する輸出物品販売場の識別符号を次のとおり通知します。

識 別 符 号					
輸出物品販売場の所在地					
輸出物品販売場の名称					
輸出物品販売場の許可を受けた年月日					

お知らせした識別符号は、消費税法施行令第18条第6項の規定により、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。
この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

輸出物品販売場識別符号通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「輸出物品販売場識別符号通知書」(GKCCP90)は、輸出物品販売場を経営する事業者に対して輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する輸出物品販売場の識別符号を通知するために出力する。

2 出力対象

識別符号が付番された輸出物品販売場を対象とする。

3 出力時期

輸出物品販売場に識別符号を付番したのち出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に「(副本)」と印字する。 (注) 副本にのみ印字する。
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
法人名	「ー」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	輸出物品販売場を経営する事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
提出年月日（通知文中）	輸出物品販売場における購入記録情報提供方法等届出書の登録に際し、販売場等事績入力画面で入力された提出年月日を印字する。
識別符号	輸出物品販売場の識別符号を印字する。
輸出物品販売場の所在地	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の名称	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の許可を受けた年月日	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の許可年月日を印字する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長の
押印は省
略しています

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号						
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日						

お知らせした識別符号は、消費税法施行令第18条第6項の規定により、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。

この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書」(GKCCPB0)は、臨時販売場を設置しようとする事業者に対して輸出物品販売場における購入記録情報提供方法等届出書に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を通知するために出力する。

2 出力対象

識別符号が付番された臨時販売場を設置しようとする事業者を対象とする。

3 出力時期

臨時販売場を設置しようとする事業者に識別符号を付番したのち出力する(入力区分:通知書出力)。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に「(副本)」と印字する。 (注) 副本にのみ印字する。
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
提出年月日(通知文中)	輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の登録の際、臨時販売場設置事業者事績入力画面で入力された提出年月日を印字する。
識別符号	臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を印字する。
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日	臨時販売場設置事業者事績入力画面で入力された臨時販売場を設置しようとする事業者の承認年月日を印字する。

特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の方へ

1 識別符号の設定について

貴社（殿）が免税販売手続を委託する「大規模小売店舗を特定商業施設とする免税手続カウンター」を設置している承認免税手続事業者が、当該免税手続カウンターを「商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンター」とする承認を新たに受けました。したがって、貴社（殿）が経営する手続委託型輸出物品販売場の所在する特定商業施設の区分も変更となります。

特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する手続委託型輸出物品販売場については、既に許可を受けている「大規模小売店舗を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場」（以下「旧販売場」といいます。）の許可の効力が失われ、「商店街の地区等を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場」（以下「新販売場」といいます。）として新たに許可されたものとみなされますので、識別符号が新たに付番されます。

したがって、同封の新販売場に係る「輸出物品販売場識別符号通知書」に記載の識別符号を新たに設定し、国税庁に購入記録情報を送信してください。

なお、今後はこれまで使用していた旧販売場に係る識別符号を使用することはできませんのでご注意ください。

また、購入記録情報を承認送信事業者が代理送信する場合は、新たに付番された識別符号を当該承認送信事業者にお知らせください。

2 クライアント証明書の取得について

旧販売場についてクライアント証明書の発行を受けている場合、当該クライアント証明書は失効するため、新たにクライアント証明書を取得する必要があります。このお知らせ文に同封の「免税販売管理システムへの購入記録情報の送信に向けた準備等について（お知らせ）」の「3 クライアント証明書の取得について」を参照の上、送信機器にクライアント証明書をインストールしてください。

なお、当該手続について、所轄の税務署から連絡する場合があります。

内容についてご不明の点がありましたら、担当部門にお問い合わせください。

（参考） 免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合の手続

既に大規模小売店舗を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている場合には、免税販売手続を代理させている承認免税手続事業者が特定商業施設を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する承認を受けることにより、当該販売場は商店街の地区等に所在する販売場として免税販売手続を代理させることができます。

引き続きその承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させるためには、当該承認免税手続事業者が引き続き免税販売手続を代理することに同意する旨の書類を当該承認免税手続事業者に提出する必要があります。

担当部門	課税第	部門
	電話	— — 内線（ ）

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長の
押印は省
略しています

輸 出 物 品 販 売 場 識 別 符 号 通 知 書

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する輸出物品販売場の識別符号を次のとおり通知します。

識 別 符 号					
輸出物品販売場 の 所 在 地					
輸出物品販売場 の 名 称					
指定自動販売機の指定番号					
自動販売機管理番号					
輸出物品販売場の 許可を受けた年月日					

お知らせした識別符号は、消費税法施行令第18条第6項の規定により、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。

この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

輸出物品販売場識別符号通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「輸出物品販売場識別符号通知書」(GKCCP91)は、輸出物品販売場を経営する事業者に対して輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する輸出物品販売場の識別符号を通知するために出力する。

2 出力対象

識別符号が付番された輸出物品販売場を対象とする。

3 出力時期

輸出物品販売場に識別符号を付番したのち出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に「(副本)」と印字する。 (注) 副本にのみ印字する。
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
法人名	「ー」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	輸出物品販売場を経営する事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
提出年月日（通知文中）	輸出物品販売場における購入記録情報提供方法等届出書の登録に際し、販売場等事績入力画面で入力された提出年月日を印字する。
識別符号	輸出物品販売場の識別符号を印字する。
輸出物品販売場の所在地	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の名称	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
指定自動販売機の指定番号	販売場等事績入力画面で入力された指定自動販売機の指定番号を印字する。
自動販売機管理番号	販売場等事績入力画面で入力された自動販売機管理番号を印字する。
輸出物品販売場の許可を受けた年月日	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の許可年月日を印字する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号						
臨時販売場を設置しようとする事業者の 承認を受けた年月日						

お知らせした識別符号は、消費税法施行令第18条第6項の規定により、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。

この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書」(GKCCPB1)は、臨時販売場を設置しようとする事業者に対して輸出物品販売場における購入記録情報提供方法等届出書に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を通知するために出力する。

2 出力対象

識別符号が付番された臨時販売場を設置しようとする事業者を対象とする。

3 出力時期

臨時販売場を設置しようとする事業者に識別符号を付番したのち出力する(入力区分:通知書出力)。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に「(副本)」と印字する。 (注) 副本にのみ印字する。
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
提出年月日(通知文中)	輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の登録の際、臨時販売場設置事業者事績入力画面で入力された提出年月日を印字する。
識別符号	臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を印字する。
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日	臨時販売場設置事業者事績入力画面で入力された臨時販売場を設置しようとする事業者の承認年月日を印字する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可の取消通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法第8条第6項の規定による輸出物品
販売場の許可については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

(理由)

記

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

輸出物品販売場許可の取消通知書 (自動販売機型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「輸出物品販売場許可の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCID）は、輸出物品販売場の許可について、取消しの通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

輸出物品販売場許可の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消しの対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる「輸出物品販売場許可申請の許可通知書」の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部

	分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合にのみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部を抹消する。
--	--

6 教示文

「（教示）輸出品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた自動販売機型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第3号に規定する自動販売機型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をしましたので、通知します。

輸出物品販売場の所在地	
輸出物品販売場の名称	
指定自動販売機の指定番号	
自動販売機管理番号	

輸出物品販売場許可申請の許可通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の許可通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIC）は、輸出物品販売場の許可申請について、許可の通知を行うために使用する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可申請を許可する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請の許可決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

輸出物品販売場許可申請の許可決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
* 通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」を表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
* 連絡先住所	連絡先がある場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に連絡先住所を印字する。 (注) 副本、決議書添付用にのみ印字する。
* 補完記入の表示	1 「納税地」、「法人名等」又は「氏名・代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する場合は、「納税地」欄の右に「補完有」と表示する。 2 「連絡先」に補完記入を要する場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に「補完有」と表示する。 (注) それぞれ副本、決議書添付用にのみ印字する。
税務署	許可の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
許可年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された許可年月日を印字する。
輸出物品販売場の所在地	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の名称	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
指定自動販売機の指定番号	販売場等事績入力画面で入力された指定自動販売機の指定番号を印字する。

自動販売機管理番号	販売場等事績入力画面で入力された自動販売機管理番号を印字する。
-----------	---------------------------------

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知 本文）	許可の対象となる「輸出物品販売場許可申請書」の提出年月日を記載する。
輸出物品販売場の 所在地 輸出物品販売場の 名称	補完記入を要するため、「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を
設置しようとする事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

(理由)

記

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書
（自動販売機型輸出物品販売場用）

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIG）は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認について、取消しの通知を行うために作成する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消しの対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書」の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合のみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部

	を抹消する。
--	--------

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を印字する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を印字する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、
下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

(理由)

記

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下通知書 (自動販売機型輸出品販売場用)

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIF）は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請を却下する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日 (通知本文)	却下の対象となる「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

6 教示文

「（教示）輸出品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載す

る。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名 代表者氏名	

殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書
(自動販売機型輸出品販売場用)

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、
年 月 日付で、消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置しようとする事業者として
承認しましたので、通知します。

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書 (自動販売機型輸出品販売場用)

1 使用目的

「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIE）は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請について、承認の通知を行うために使用する。

2 出力対象

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請を承認する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	承認の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
承認年月日（通知本文）	臨時販売場設置事業者事績入力画面で入力された承認年月日を印字する。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	承認の対象となる「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」の提出年月日を記載する。

ふるさと納税に係る特定事業者の指定申請書

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ)	(ー)											
		納税地	(電話番号 ー ー)											
		(フリガナ)												
		法人の名称												
		(フリガナ)												
国税庁個人課税課長 殿		代表者氏名												
	法人番号													
下記のとおり、ふるさと納税に係る特定事業者としての指定を受けたいので、所得税法施行規則第47条の2第3項第1号イ(2)の規定により申請します。														
指定要件の確認	指	地方団体と寄附の仲介に関する契約を締結している法人である。 ※地方団体との契約内容が分かる資料をご提示ください。												☐ はい ☐ いいえ
	定	仲介した寄附について、実際に地方団体への寄附が行われたかどうかの確認ができる。 ※決済代行事業者との契約内容が分かる資料をご提示ください。												☐ はい ☐ いいえ
	要	仲介した寄附について、寄附者及び寄附を特定する番号を付番して管理し、寄附者ごとに整理した名簿を作成して、当該名簿を5年間保存している。 ※寄附を管理するシステムの概要が分かる資料をご提示ください。												☐ はい ☐ いいえ
	件	寄附金控除に関する証明書について、国税庁が定める記載事項を網羅し、国税庁が定めるファイル形式(XML形式)で発行する。 ※証明書を発行するシステムの概要が分かる資料をご提示ください。												☐ はい ☐ いいえ
	の	寄附金控除に関する証明書について、マイナポータルを経由した発行を予定している。												☐ はい ☐ いいえ
	確	法人税法又は消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがない。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)												☐ はい ☐ いいえ
認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過している。												☐ はい ☐ いいえ	
指定の取消	次に掲げる事実がある場合には、寄附金控除に関する証明書の発行ができなくなります。 ① 上記の指定要件を満たさなくなったことその他寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができないと認められたこと。 ② 特定事業者が所在不明であること。 ③ 特定事業者が事業を廃止したと認められること。 ④ 特定事業者が合併により消滅したと認められること。 ⑤ 特定事業者が法人税法又は消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。													

令和 〇 3 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

F A 4 0 2 3

一面
提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住 所	郵便番号	-
	電話番号	()
フリガナ		
氏 名		

整理番号	
------	--

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成令和	㉘ 平成令和
契約日	㉙ 平成令和	
契約区分	㉚	
補助金等控除前の取得対価の額	㉛	㉜
交付を受ける補助金等の額	㉝	㉞
取得対価の額 (㉛ - ㉝) (㉜ - ㉞)	㉟	㊱
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㊲	㊳
うち居住用部分の(床)面積	㊴	㊵
不動産番号	家屋	土地

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉚ 平成令和
契約日	㉛ 平成令和
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉜
交付を受ける補助金等の額	㉝
増改築等の費用の額 (㉜ - ㉝)	㉞
㉚のうち居住用部分の金額	㉟
増改築等をした家屋の総床面積	㊱

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家 屋	㉒ 土 地 等	㉓ 合 計	㉔ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㉕	㉖		㉗
(㉕, ㉖, ㉗) × ㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
※共有でない場合は、㉕, ㉖, ㉗を書いてください。	㉝	㉞	㉟	㊱
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㊲	㊳	㊴	㊵
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉙ - ㊲)	㊶	㊷	㊸	㊹

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㉑, ㉒に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)
--------	----	-----	---

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉑ 住 宅 の み	㉒ 土 地 等 の み	㉓ 住宅及び土地等	㉔ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉕	㉖	㉗	㉘
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の㉑の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㉙	㉚	㉛	㉜
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の㉑の金額) ※連帯債務がない場合には、㉕の金額を書きます。	㉝	㉞	㉟	㊱
㉕と㉝のいずれか少ない方の金額	㊲	㊳	㊴	㊵
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㊶	㊷	㊸	㊹
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊲ × ㊶)	㊺	㊻	㊼	㊽
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊺ + ㊻ + ㊼ + ㊽)				㊾
※ ㊾の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊾」欄に転記します。				

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㉑欄から㉑欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	㉑ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㉒ 断熱改修工事等の費用の額	㉓ 特定断熱改修工事等の費用の額	㉔ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
㉑ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㉒ 特定増改築等工事の費用の合計額 (㉑ + ㉑ + ㉑ + ㉑)	㉓ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㉑又は㉑ × ㉑)	㉔ 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㉑と㉑のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。))が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	㉕

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	㉖	〇〇
--	----	---	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家 屋:1 増改築等:2	㉗又は㉗の金額 10%に係る部分のみ	㉘	重複適用 (の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉘の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
			㉙の㉙又は ㉙の㉙の金額 10%に係る部分のみ	㉚			〇〇

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

整理欄	登家	登土	契家	契土	残	確	証	認定	付	仮	A	B	C
	住民										台帳番号 一連番号		

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

令和03年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

二面
提出用
二面は一面と一緒に提出してください。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（2から8のいずれかを選択する場 合 を 除 きます。）	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高40万円) 円 00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 ⑭の金額() + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	(最高12万5千円) 円 00	円	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高20万円) 円 00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 ⑭の金額() + (⑬ - ⑭) × 0.01 =			(最高12万円) 円 00				
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高20万円) 円 00	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合			平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 ⑭の金額() + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	(最高12万5千円) 円 00		
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 ⑭の金額() + (⑬ - ⑭) × 0.01 =			(最高12万円) 円 00				
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫	(最高8万円) 円 00	6	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 ⑭の金額() + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	(最高12万5千円) 円 00	円	
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫	(最高10万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 ⑭の金額() + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	(最高12万円) 円 00			
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高50万円) 円 00	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	(最高60万円) 円 00	円	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00	平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合			⑪ × 0.012 = ⑫	(最高36万円) 円 00			
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00	平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.012 = ⑫			(最高48万円) 円 00				
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高40万円) 円 00								
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高50万円) 円 00	8	(再び居住の用に供したことに係る事項)	転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日	円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00	居住の用に供していない期間の家屋の用途			☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日	☐ 空家 ☐ その他 ()			
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00	その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用			☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける			
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高40万円) 円 00								

- ※ 1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。
- ※ 2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※ 3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- ※ 4 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑬の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑬	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑬の金額）の合計額を記載します。	⑬	円 00

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1) (3)

(2) (4)

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

1 住所及び氏名

住 所	郵便番号	〒	
	電話番号	()	
フリガナ			
氏 名			

(共有者の氏名)

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居 住 開 始 年 月 日	㉗ 平成 令和 . .	㉘ 平成 令和 . .
契 約 日 契 約 区 分	㉙ 平成 令和 . .	
補 助 金 等 控 除 前 の 取 得 対 価 の 額	㉚	㉛
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㉜	㉝
取 得 対 価 の 額 (㉚ - ㉜) (㉛ - ㉝)	㉞	㉟
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㊱	㊲
う ち 居 住 用 部 分 の (床) 面 積	㊳	㊴
不 動 産 番 号	家 屋	土 地

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	㉚ 平成 令和 . .	円
契 約 日	㉜ 平成 令和 . .	円
補 助 金 等 控 除 前 の 増 改 築 等 の 費 用 の 額	㉞	円
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㉟	円
増 改 築 等 の 費 用 の 額 (㉞ - ㉟)	㊱	円
㉚のうち居住用部分の金額	㊲	円
増 改 築 等 を し た 家 屋 の 総 床 面 積	㊳	円

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉖ 家 屋	㉗ 土 地 等	㉘ 合 計	㉙ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㉚ /	㉛ /		/
(㉚, ㉛, ㉜) × ㉝	㉞ (㉚ × ㉖ の ㉝)	㉟ (㉛ × ㉗ の ㉝)	㊱ (㉞ + ㉟) または (㉟ + ㉞)	㊲ (㉙ × ㉙ の ㉝)
※共有でない場合は、㉚, ㉛, ㉜を書いてください。	㉜			
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㉜			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉜ - ㉜)	㉜			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㉚, ㉛に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	---	---

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉖ 住 宅 の み	㉗ 土 地 等 の み	㉘ 住宅及び土地等	㉙ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉚			円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の㉚の割合) ※連帯債務がない場合は、100.00%と書きます。	㉜			%
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の㉚の金額) ※連帯債務がない場合は、㉜の金額を書きます。	㉜			円
㉜と㉜のいずれか少ない方の金額	㉜			円
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合は、100.0%と書きます。	㉜ ÷ ㉜	㉜ ÷ ㉜		%
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉜ × ㉜)	㉜			円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉜の㉜ + ㉜の㉜ + ㉜の㉜ + ㉜の㉜) ※ ㉜の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉜」欄に転記します。			㉜	円

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㉚欄から㉜欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の裏面を参照してください。	㉚ 高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㉛ 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㉜ 特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㉝ 特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額
㉚				
㉜ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㉜ 特定増改築等工事の費用の合計額 (㉚ + ㉛ + ㉜ + ㉝)	㉜ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㉜又は㉜ × ㉜ の ㉜)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㉜と㉜のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	㉜

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	㉜	〇 〇
--	----	---	-----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家 屋・1 増改築等・2	㉜又は㉜の金額 10%に係る部分のみ	㉜	円	重複適用 (の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉜の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例	㉜	〇 〇	円
	○		㉜の㉜又は ㉜の㉜の金額 10%に係る部分のみ	㉜	円						

令和03年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

二
面
住

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。					⑪	円			
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（2から8のいずれかを選択する場 合 を 除 きます。）	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高40万円) 円 00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	(最高12万5千円) 円 00		
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高20万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	(最高12万円) 円 00		
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高20万円) 円 00			断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	(最高12万5千円) 円 00	
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	(最高12万円) 円 00		
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.004 = ⑫	(最高8万円) 円 00	6					
		平成19年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.004 = ⑫	(最高10万円) 円 00						
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高50万円) 円 00	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	(最高12万5千円) 円 00		
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00						
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00			8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.012 = ⑫	(最高60万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高40万円) 円 00					平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.012 = ⑫	(最高36万円) 円 00
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高50万円) 円 00		(再び居住の用に供したことに係る事項)	転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00			居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用	年 月 日 ~	年 月 日
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高30万円) 円 00			☐ 空家 ☐ その他 ()			
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 = ⑫	(最高40万円) 円 00			その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

- ※ 1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。
- ※ 2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※ 3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- ※ 4 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑬の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑬	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑬の金額）の合計額を記載します。	⑬	円 00

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1)		(3)	
(2)		(4)	

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

令和 〇 3 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

一面
控用
○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

1 住所及び氏名

住 所	郵便番号	—
	電話番号	()
フリガナ		
氏 名		

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉑ 平成 令和	(平成 令和
契約日	㉒ 平成 令和	
契約区分	区分	
補助金等控除前の取得対価の額	㉓	㉔
交付を受ける補助金等の額	㉕	㉖
取得対価の額 (㉓ - ㉕ (㉔ - ㉖))	㉗	㉘
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㉙	㉚
うち居住用部分の(床)面積	㉛	㉜
不動産番号	家屋	土地

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉑ 平成 令和
契 約 日	㉒ 平成 令和
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉓
交付を受ける補助金等の額	㉔
増改築等の費用の額 (㉓ - ㉔)	㉕
㉕のうち居住用部分の金額	㉖
増改築等をした家屋の総床面積	㉗

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家 屋	㉒ 土 地 等	㉓ 合 計	㉔ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㉕	㉖		㉗
(㉕, ㉖, ㉗) × ㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
※共有でない場合は、㉕, ㉖, ㉗を書いてください。	㉙	㉚	㉛	㉜
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㉙	㉚	㉛	㉜
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉙ - ㉚)	㉙	㉚	㉛	㉜

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㉕, ㉖に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)
--------	----	-----	---

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉑ 住 宅 の み	㉒ 土 地 等 の み	㉓ 住宅及び土地等	㉔ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉕	㉖	㉗	㉘
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の14の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㉙	㉚	㉛	㉜
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の14の金額) ※連帯債務がない場合には、㉕の金額を書きます。	㉙	㉚	㉛	㉜
㉕と㉙のいずれか少ない方の金額	㉙	㉚	㉛	㉜
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㉙	㉚	㉛	㉜
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉙ × ㉙)	㉙	㉚	㉛	㉜
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉙の㉙ + ㉚の㉙ + ㉛の㉙ + ㉜の㉙) ※ ㉙の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」欄に転記します。	㉙			㉙

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㉑欄から㉑欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	㉑ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㉒ 断熱改修工事等の費用の額	㉓ 特定断熱改修工事等の費用の額	㉔ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
㉑ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㉒ 特定増改築等工事の費用の合計額 (㉑ + ㉑ + ㉑ + ㉑)	㉓ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㉑又は㉑ × ㉑の㉑)	㉔ 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㉑と㉑のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。))が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	㉕

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	㉖	〇〇
--	----	---	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%-10% 同一年中 取得	家 屋:1 増改築等:2	㉗又は㉗の金額 10%に係る部分のみ	㉗	重複適用 (の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉗の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
			㉗の㉗又は ㉗の㉗の金額 10%に係る部分のみ	㉗		㉗	〇〇

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

令和03年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（2から8のいずれかを選択する場 合を除きます。）	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高40万円) 円 00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……③() × 0.02 ⑱の金額() + (③-⑱) × 0.01 =	⑳ (最高12万5千円) 円 00	○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高20万円) 円 00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……③() × 0.02 ⑱の金額() + (③-⑱) × 0.01 =			⑳ (最高12万円) 円 00				
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高20万円) 円 00	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合			平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……③() × 0.02 ⑱の金額() + (③-⑱) × 0.01 =	⑳ (最高12万5千円) 円 00		
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高30万円) 円 00	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……③() × 0.02 ⑱の金額() + (③-⑱) × 0.01 =			⑳ (最高12万円) 円 00				
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 =	⑳ (最高8万円) 円 00	6		平成20年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 =	⑳ (最高10万円) 円 00		
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 =	⑳ (最高10万円) 円 00			平成19年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 =	⑳ (最高10万円) 円 00		
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高50万円) 円 00	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……③() × 0.02 ⑱の金額() + (③-⑱) × 0.01 =	⑳ (最高12万5千円) 円 00		
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高30万円) 円 00								
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高30万円) 円 00	8			震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 =		⑳ (最高60万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高40万円) 円 00					平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 =		⑳ (最高36万円) 円 00
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高50万円) 円 00			平成24年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 =	⑳ (最高48万円) 円 00		
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高30万円) 円 00	(再び居住の用に供したことに係る事項)							
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高30万円) 円 00	転居年月日			年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日		
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪ × 0.01 =	⑳ (最高40万円) 円 00	居住の用に供していない期間の家屋の用途			☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()	☐ 再び居住の用に供した場合の再適用 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	☐ 再び居住の用に供した場合の適用 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける		

※ 1 ⑳欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

※ 2 ⑳欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※ 3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※ 4 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の㉔欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉔欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（㉔の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉔	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（㉔の金額）の合計額を記載します。	㉔	円 00

※ ㉔欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1)

(3)

(2)

(4)

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算や手続の詳細については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。
- なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成 $\square\square.\square\square.\square\square$ 」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) ④「契約日・契約区分」の区分 $\square$ は、住宅の新築に係る契約の場合は「1」を記入し、新築住宅や中古住宅の購入に係る契約の場合は「2」を記入します。

(3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、㊥欄、㊦欄又は㊧欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、㊧欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ㊥欄又は㊦欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \frac{\text{㊥欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊥欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \frac{\text{㊦欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊦欄へ転記} \end{array}$$

(4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

③欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ㊤の③欄又は㊦の③欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{㊥欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊤の③欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{㊦欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊦の③欄へ転記} \end{array}$$

3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、同一一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方、又は、令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合の差が10%以内(⑨欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ⑨欄の面積は「⑤×⑥の⑨」又は「⑦×⑧の⑨」とし、⑥の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄の割合を書いて差し支えありません。
(3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑦の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑤の④欄又は⑦の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}}$ × $\frac{\text{⑤の⑨欄又は⑦の⑨欄の割合(\%)}}{\text{⑤の⑨欄の割合(\%)}} = (\text{円})$

ii ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑥の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑨欄の割合(\%) = (円)

- (4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑪欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 令和3年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合
※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 二面への転記

一面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号5の⑱欄へ転記
(2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号6の⑱欄へ転記
(3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号7の⑱欄へ転記

7 「9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。
なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合
「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉑欄には④の㉒欄又は④の㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
(2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉑欄に記載します。
(3) (2)以外の重複適用を受ける場合
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉑欄に記載します。

※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
㉑(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：令和3年10月13日居住開始(特別特定))を書きます。
(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
㉑(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成24年4月10日居住開始)と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：令和3年2月13日居住開始(特別特定))のいずれも記載します。

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

住宅特定改修特別税額控除額

(年分)

氏 名

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②		
(① - ②)	③		「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④		
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		なお、⑤の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)	
不動産番号			家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	年 月 日	フリガナ	
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑧	/	氏 名	
			フリガナ	
			氏 名	
不動産番号			家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。	

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()	
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当		
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当		
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。	
交付を受ける補助金等の合計額	⑬			国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑫ - ⑬) ※ 50 万円を超える場合に限りです。	⑭		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。	
⑭ 又は (⑭ × ⑧)	⑮			⑮の金額が 2 以上ある場合には、⑮の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		⑯の金額が 2 以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。	
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰			
(⑰ × 10%)	⑱	(100 円未満の端数切捨て)		

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑲	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑳		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑲ - ㉔) ※ 50 万円を超える場合に限りです。	㉑		
㉑ 又は (㉑ × ⑧)	㉒		
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓		「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔		㉓の金額が2以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。
(㉔ × 10%)	㉕	(100 円未満の端数切捨て)	

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉗		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉖ - ㉚) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉘		
㉘ 又は (㉘ × ⑧)	㉙		
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚		「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛		㉚の金額が2以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㉛ × 10%)	㉜	(100 円未満の端数切捨て)	

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉝	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉝に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉞		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉝ - ㉞) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉟		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㊱		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊱に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊲		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㊱ - ㊲) ※50 万円を超える場合に限りです。	㊳		
(㉟ + ㊳)	㊴		
㊴ 又は (㊴ × ⑧)	㊵		
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㊶		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㊵と㊶のいずれか少ない方の金額	㊷		㊶の金額が2以上ある場合には、㊶の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㊷ × 10%)	㊸	(100 円未満の端数切捨て)	

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④④	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④④に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑤		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④④ - ④⑤) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑥		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④⑦		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④⑦に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑧		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④⑦ - ④⑧) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑨		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤⑩		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑤⑩に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑤⑪		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑤⑩ - ⑤⑪) ※50万円を超える場合に限りです。	⑤⑫		
(④⑥ + ④⑨ + ⑤⑫)	⑤⑬		
⑤⑬又は(⑤⑬ × ⑧)	⑤⑭		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	⑤⑮		「増改築等工事証明書」の「3(3)③サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑤⑭と⑤⑮のいずれか少ない方の金額	⑤⑯		⑤⑮の金額が2以上ある場合には、⑤⑮の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(⑤⑯ × 10%)	⑤⑰	(100円未満の端数切捨て)	

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑬ + ②⑤ + ③② + ④③ + ⑤⑦)	⑤⑱	円	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑥又は認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
--	----	---	---

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額

の計算明細書

(年分)

氏 名

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
- Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②		
(① - ②)	③		「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④		
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		なお、⑤の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)	
不動産番号	家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。		

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	年 月 日	フリガナ	
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑧	/	氏 名	
			フリガナ	
			氏 名	
不動産番号	家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。			

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()	
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当		
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当		
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。	
交付を受ける補助金等の合計額	⑬			国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑫ - ⑬) ※ 50 万円を超える場合に限ります。	⑭		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。	
⑭ 又は (⑭ × ⑧)	⑮			⑮の金額が 2 以上ある場合には、⑮の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		⑯の金額が 2 以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。	
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰			
(⑰ × 10%)	⑱	(100 円未満の端数切捨て)		

控
用

○この用紙は
控
用
です。申告には、必ず
提出用
を使ってください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑲	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑳		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑲ - ㉔) ※ 50 万円を超える場合に限りです。	㉑		
㉑ 又は (㉑ × ⑧)	㉒		
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓		「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔		㉓の金額が2以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。
(㉔ × 10%)	㉕	(100 円未満の端数切捨て)	

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉗		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉖ - ㉚) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉘		
㉘ 又は (㉘ × ⑧)	㉙		
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚		「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛		㉚の金額が2以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㉛ × 10%)	㉜	(100 円未満の端数切捨て)	

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉛ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	㉜		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉛ - ㉜) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉝		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉞		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉞ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	㉟		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉞ - ㉟) ※50 万円を超える場合に限りです。	㊱		
(㉝ + ㊱)	㊲		
㊲ 又は (㊲ × ⑧)	㊳		
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㊴		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㊳と㊴のいずれか少ない方の金額	㊵		㊴の金額が2以上ある場合には、㊴の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㊵ × 10%)	㊶	(100 円未満の端数切捨て)	

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④④	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④④に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑤		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④④ - ④⑤) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑥		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④⑦		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④⑦に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑧		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④⑦ - ④⑧) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑨		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤⑩		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑤⑩に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑤⑪		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑤⑩ - ⑤⑪) ※50万円を超える場合に限りです。	⑤⑫		
(④⑥ + ④⑨ + ⑤⑫)	⑤⑬		
⑤⑬又は(⑤⑬ × ⑧)	⑤⑭		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	⑤⑮		「増改築等工事証明書」の「3(3)③サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑤⑭と⑤⑮のいずれか少ない方の金額	⑤⑯		⑤⑮の金額が2以上ある場合には、⑤⑮の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(⑤⑯ × 10%)	⑤⑰	(100円未満の端数切捨て)	

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑬ + ②⑤ + ③② + ④③ + ⑤⑦)	⑤⑱	円	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑥又は認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
--	----	---	---

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書
(所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき計算する場合)

住 所		フリカゝナ	
		氏 名	

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	_____年	年金の支払総額(見込額)に占める保険料又は掛金の総額の割合	④	_____%
年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	_____年	当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額	⑤	_____%
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③		相続税評価割合 (⑤ ÷ ③)	⑥	_____%

2 所得金額の計算の基礎となる事項

相続税評価割合に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑦	_____%
(③ × ⑦)	⑧	_____円
別表3により計算した単位数	⑨	_____単位
1単位当たりの金額 (⑧ ÷ ⑨)	⑩	_____円

(表) 相続税評価割合(⑥の割合)に応じた割合

相続税評価割合	⑦の割合	相続税評価割合	⑦の割合
50%以下	100%	80%超～83%	17%
50%超～55%	45%	83%超～86%	14%
55%超～60%	40%	86%超～89%	11%
60%超～65%	35%	89%超～92%	8%
65%超～70%	30%	92%超～95%	5%
70%超～75%	25%	95%超～98%	2%
75%超～80%	20%	98%超	0%

3 各年分の雑所得の金額の計算

区 分		⑥が50%超の場合	⑥が50%以下の場合
申告を行う年分	⑪		
(⑪ - ① + 1) (注1)	⑫		
単位数 (⑫ - 1) (注2)	⑬	_____単位	_____単位
支払年金対応額(⑩ × ⑬)	⑭	_____円	_____円
(注3) 年金が月払等の場合	⑮		
剰余金等の金額	⑯		
総収入金額 (⑭又は⑮) + ⑯	⑰		
必要経費の額 (⑰又は⑮) × ④ (注4)	⑱		
雑所得の金額 (⑰ - ⑱)	⑲		

(注) 1

①の年号が「平成」で⑪の年号が「令和」の場合は、「⑪+31-①」を書きます。
また、「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が②の年数を超える場合は、②の年数を書きます。

2

「⑫-1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、別表3の「特定期間年数」を書きます。

3

⑥が50%以下の場合で、「⑫-1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、⑩×⑬で計算した金額から1円を控除した金額を書きます。
⑭の金額が、各年に支払いを受ける年金額を超える場合は、別表4により計算した金額を書きます。

4

「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が、②の年数を超える場合は、「0」と書きます。
また、⑮の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

【別表 1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数	
年金の残存期間	a	_____年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表 2 により求めた年数	b	(____歳) ⇒ _____年
保証残存期間	c	_____年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

	本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
a のみ記載がある場合 (確定年金)	a の年数	年金の支払総額 (見込額)
b のみ記載がある場合 (終身年金)	b の年数	
a と b に記載がある場合 (有期年金)	a と b のいずれか短い年数	
b と c に記載がある場合 (特定終身年金)	b と c のいずれか長い年数	年金の支払総額 (見込額)
a・b・c のいずれにも記載がある場合 (特定有期年金)	b が a より短いとき b が a より長いとき	年金の支払総額 (見込額)

【別表 2】 b の年数

b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
21	54	60	36	40	45	51	26	31	66	14	18	81	6	7
22	53	59	37	39	44	52	25	30	67	14	17	82	5	7
23	52	58	38	38	43	53	25	29	68	13	16	83	5	6
24	51	57	39	37	42	54	24	28	69	12	15	84	4	6
25	50	56	40	36	41	55	23	27	70	12	14	85	4	5
26	50	55	41	35	40	56	22	26	71	11	14	86	4	5
27	49	54	42	34	39	57	21	25	72	10	13	87	4	4
28	48	53	43	33	38	58	20	25	73	10	12	88	3	4
29	47	52	44	32	37	59	20	24	74	9	11	89	3	4
30	46	51	45	32	36	60	19	23	75	8	11	90	3	3
31	45	50	46	31	36	61	18	22	76	8	10	91	3	3
32	44	49	47	30	35	62	17	21	77	7	9	92	2	3
33	43	48	48	29	34	63	17	20	78	7	9	93	2	3
34	42	47	49	28	33	64	16	19	79	6	8	94	2	2
35	41	46	50	27	32	65	15	18	80	6	8	95	2	2

【別表 3】 本表⑨の単位数

○ 本表⑥が 50% 超である場合

$$\frac{\text{②の年数}}{\text{年}} \times \left(\frac{\text{②の年数}}{\text{年}} - 1 \right) \div 2 = \text{単位数}$$

○ 本表⑥が 50% 以下である場合

$$\frac{\text{②の年数}}{\text{年}} \times \left[\frac{\text{【特定期間算出割合】}}{\text{特定期間年数}} - 1 \right] = \text{単位数}$$

【特定期間算出割合】

相続税評価割合 (本表⑥)	特定期間算出割合
～10%	20%
10%超～20%	40%
20%超～30%	60%
30%超～40%	80%
40%超～50%	100%

【別表 4】 本表⑭の金額

各年の年金支払額	1 単位当たりの金額 (本表⑩の金額)	単位数 (A ÷ B) (注)	本表⑭に記載する金額 (B × C)
A	B	C	円

(注) 小数点以下切捨て。
小数点以下の端数が生じないときは、「A ÷ B - 1」を記載します。

書 き 方

1 この計算書は、次の相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（旧相続税法対象年金を除く。）に係る雑所得のある方が、所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき、平成23年分以後の雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出する場合に使用します。

イ 相続等の時において年金の支払事由が発生しているもの

(イ) 平成23年4月1日以後の相続等により取得したもの

(ロ) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された生命保険契約等で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの

ロ 相続等の時において年金の支払事由が発生していないもの

平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの

※ 「旧相続税法対象年金」とは、その年金に係る権利につき平成22年度改正前の旧相続税法第24条の規定の適用があるものをいいます。

2 この計算書の本表及び別表は、次により記載してください。

また、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を複数受けている方は、その年金ごとにこの計算書を作成してください。

【計算書（本表）】

(1) 「1 保険契約等に関する事項」欄

イ 「①」欄は、あなたが最初に年金の支払を受けた日の属する年を和暦で書きます。

ロ 「②」欄は、別表1により求めた年金の残存期間等を書きます。

ハ 「③」欄は、別表1により計算した年金の支払総額（見込額）を書きます。

ニ 「④」欄は、年金支払総額(注)に占める保険料又は掛金の総額の割合を書きます。

なお、小数点以下を切り上げます。

(注) 年金支払総額は、すでに被相続人等の方が支払を受けた年金の額も含まれます。したがって、被相続人の方が支払を受けていた年金をあなたが継続して支払を受ける場合には、③の金額と異なることとなります。

ホ 「⑤」欄は、当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額を書きます。

ヘ 「⑥」欄は、③欄の年金支払総額(見込額)の金額に占める⑤欄の割合を書きます。

なお、小数点以下2位まで算出し、3位以下を切り上げます。

(2) 「2 所得金額の計算の基礎となる事項」欄

イ 「⑦」欄は、「(表)相続税評価割合(⑥の割合)に応じた割合」により求めた割合を書きます。

ロ 「⑨」欄は、別表3により計算した単位数を書きます。

ハ 「⑩」欄は、小数点以下を切り捨てます。

(3) 「3 各年分の雑所得の金額の計算」欄

イ 「⑪」欄は、あなたが申告を行う年分を和暦で書きます。

ロ 「⑮」欄は、年金の支払が月払等で行われている場合にのみ使用します。

具体的には、⑥の割合に応じ、次により計算した金額を書きます。

(i) ⑥の割合が、50%超である場合

・ 年金の受給が終了する年以外の年 …… 「⑭－⑩×（1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1年間の支払回数」

ただし、「⑪－①＋1」（又は「⑪＋31－①」）が②の年数を超える年以後、年金の受給が終了する年の前年までは、「⑭の金額」を書きます。

・ 年金の受給が終了した年 …… 「⑭×（その年の支払回数／1年間の支払回数）」

(ii) ⑥の割合が、50%以下である場合

・ ⑬の単位数が最初に本表(注2)の上限と同じになる年（「特定期間終了年」）までの年 …… 「(i)で計算した金額」

・ 特定期間終了年後、年金の受給が終了する年の前年まで …… 「⑭の金額」

・ 年金の受給が終了した年 …… 「⑭×（その年の支払回数／1年間の支払回数）」

ハ 「⑱」欄は、⑮に金額の記載がある場合には、次により計算した金額を書きます。

・ 「⑪－①」（又は「⑪＋30－①」）が、②に満たない年 …… 「⑮×④」

・ 「⑪－①」（又は「⑪＋30－①」）が、②と同じで、かつ、その後も継続して年金の支払を受けることとなる年 …… 「⑮×④×（1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1年間の支払回数」

・ 「⑪－①」（又は「⑪＋30－①」）が、②と同じで、かつ、年金の支払が終了した年 …… 「⑮×④」

・ 「⑪－①」（又は「⑪＋30－①」）が、②を超える年 …… 「0」

ニ 「⑰」欄及び「⑱」欄は、「⑭」欄と「⑮」欄の両方に記載がある場合には、「⑮」欄の金額を基に計算を行います。

なお、「⑱」欄の金額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げます。

(注) 年金の支払開始日以後に分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金(以下「剰余金等」といいます。)の額は、年金の額とは別に各種の計算をすることとされていますが、各年に支払を受ける金額について、年金の額と剰余金等の額を区分できないときは、年金の額に剰余金等の額を含めて各種の計算をして差し支えありません。

【計算書（別表）】

(1) 「別表1 本表②及び本表③の年数等」

年金の種類に応じ次を記載します。

確定年金又は確定型年金 …… 年金の残存期間

終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)

特定終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間

有期年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)

特定有期年金又は特定有期型年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間

※ 相続等の時（年金の支払開始日）の年齢を別表2に当てはめて男女の別により求めた年数

(2) 「別表4 本表⑭の金額」

「各年の年金支払額」には、各年において実際に支払を受けた年金額を書きます。

年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除計算明細書

税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）					（フリガナ） あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄（ ）
	給与の支払者の 法人番号				あなたの住所 又は居所		
	給与の支払者の 所在地（住所）						

年末調整の際に、次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新 築 又 は 購 入 に 係 る 借 入 金 等 の 計 算			㊦ 増改築等に係る 借入金等の計算（注１）
	㊡ 住 宅 の み	㊢ 土 地 等 の み	㊣ 住 宅 及 び 土 地 等	
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 （内、連帯債務による借入金の額） ①	円 （ ）	円 （ ）	円 （ ）	円 （ ）
住宅借入金等の年末残高 （①のうち単独債務の額＋ ①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」） ②	円 （ % ）	円 （ % ）	円 （ % ）	円 （ % ）
②と証明事項の取得対価の額又は 増改築等の費用の額の いずれか少ない方の金額 ③	円 ②と③の少ない方	円 ②と③の少ない方	円 ②と（③＋⑤＋⑥）の少 い方	円 ②と③の少ない方
③ × 「居住用割合」 ④	円 （ % ）	円 （ % ）	円 （ % ） （注２）	円 （ % ）
住宅借入金等の年末残高等 （④の欄の合計額） ⑤	円 （最高 万円）	年間所得の見積額 （3,000万円を超える場合は 控除の適用がありません。（※））	円	※特例特別特例に該当する場合、 1,000万円を超える場合は控除の 適用がありません。
特定増改築等の費用の額 （注３） ⑥	円	（備考）		
特定増改築等の費用の額に係る 住宅借入金等の年末残高等 （⑤と⑥の少ない方）（注３） ⑦	円 （最高 万円）	（注１）増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、㊣欄で計算します。 （注２）㊣欄の④の居住用割合については、㊡欄の④の居住用割合と㊢欄の④の居住用割合や㊤欄の④の居住用 割合と㊥欄の④の居住用割合が異なる場合は、同封の説明書をお読みいただき記入してください。 （注３）特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けない方は、㊡欄及び㊢欄の記入の必要はありません。		
（特定増改築等） 住宅借入金等特別控除額 ⑧	円 （最高 万円） 00	重複適用（の特例）を受ける場合の （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額 （記入に当たっては、同封の説明書をお読みください。）		円 （最高 万円） 00

この申告書及び証明書は、年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。
なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することもできます。

年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

様	左記の方が、年分の所得税について次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。 年 月 日 税務署長 印
--	--

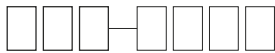
(証 明 事 項)

	家 屋 に 関 す る 事 項			土 地 等 に 関 す る 事 項		
㊦居住開始年月日	㊤取得対価の額	㊨居住用割合	㊥連帯債務割合	㊧取得対価等の額	㊩居住用割合	㊦連帯債務割合
年 月 日	円	%	%	円	%	%

	増 改 築 等 に 関 す る 事 項			
㊦居住開始年月日	㊰増改築等の費用の額	㊱特定増改築等の費用の額	㊬居住用割合	㊭連帯債務割合
年 月 日	円	円	%	%

㊯特例期間（11年目～13年目）（※） における控除限度額 （※） 年分～ 年分
円

（参考）適用初年分の控除額	円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。
---------------	---	--



様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和4年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

●予定納税について

あなたの令和4年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和4年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分:令和4年8月1日 第2期分:令和4年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分:令和4年7月1日 ～ 同年8月1日 第2期分:令和4年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

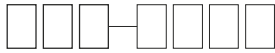
区 分		金 額
令和3年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額 (① - ②)	③	
令和3年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金額 ④に対する金額	⑥ ⑦
税 上の⑥に対する税額	⑧	
税 上の⑦に対する税額	⑨	
合 計	⑩	
配当控除、投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑪	
差引所得税額 (⑩ - ⑪)	⑫	(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑭の金額)	⑭	
再差引所得税額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯	
予定納税基準額 (⑮ + ⑯)	⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和3年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱	円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲	
差引税額 (⑱ - ⑲)	⑳	
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑ × 100 / 102.1)	㉑	

詳しくは、同封の『令和4年分 予定納税について』をご覧ください。



来年の確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、差し引いて計算してください。

令和4年10月14日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

様

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和4年分の予定納税基準額及び予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑰の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和4年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和4年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和4年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

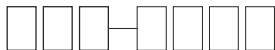
区 分		金 額
令和3年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額 (① - ②)	③	
令和3年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金額 ④に対する金額	⑥ ⑦
税 額	上の⑥に対する税額	⑧
	上の⑦に対する税額	⑨
	合 計	⑩
配当控除、投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪
差引所得税額 (⑩ - ⑪)	⑫	(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑭の金額)	⑭	
再差引所得税額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯	
予定納税基準額 (⑮ + ⑯)	⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和3年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱	円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲	
差引税額 (⑱ - ⑲)	⑳	
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑ × 100 / 102.1)	㉑	

詳しくは、同封の『令和4年分 予定納税について』をご覧ください。



様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和4年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用)

●予定納税について

あなたの令和4年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の㉓の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和4年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分:令和4年8月1日 第2期分:令和4年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分:令和4年7月1日 ～ 同年8月1日 第2期分:令和4年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

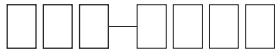
区 分		金 額
令和3年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)	③	
令和3年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金額 ④に対する金額	⑥ ⑦
課税される所得金額	令和3年分の変動所得の超過額	⑧
課税される所得金額	令和3年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
差 引 金 額 (⑧ - ⑨)		⑩
調 整 所 得 金 額 (⑩ × 1/5)		⑪
特 別 所 得 金 額 (⑥ - ⑪)		⑫
調整所得金額に対する平均税率及び税率	%	⑬
特別所得金額に対する税額(⑫ × ⑬の平均税率)		⑭
⑦ に対する 税 額		⑮

課税される所得金額 に対する税額(⑬ + ⑭ + ⑮)	⑯
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修 特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰
差 引 所 得 税 額 (⑯ - ⑰)	⑱ (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉓の金額)	⑳
再 差 引 所 得 税 額 (⑱ - ⑲ - ㉓)	㉑ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉑ × 2.1%	㉒
予 定 納 税 基 準 額 (㉑ + ㉒)	㉓

㉓の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和3年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔	円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕	
差 引 税 額 (㉔ - ㉕)	㉖	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉖ × 100 / 102.1)	㉗	

詳しくは、同封の『令和4年分 予定納税について』をご覧ください。



来年の確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、差し引いて計算してください。

令和4年10月14日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

様

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用） 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和4年分の予定納税基準額及び予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の㉓の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和4年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和4年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和4年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎 ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和3年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額（①－②）	③	
令和3年分の特例課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）	③に対する金額 ④に対する金額	⑥ ⑦
課税される所得金額	令和3年分の変動所得の超過額	⑧
課税される所得金額	令和3年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
差引金額（⑧－⑨）		⑩
調整所得金額又は（⑥×1/5）		⑪
特別所得金額（⑥－⑪）		⑫
調整所得金額に対する平均税率及び税率	%	⑬
特別所得金額に対する税額（⑫×⑬の平均税率）		⑭
⑦に対する税額		⑮

課税される所得金額に対する税額（⑬＋⑭＋⑮）	⑯
配当控除 投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰
差引所得税額（⑯－⑰）	⑱（赤字のときは0）
所得税に係る外国税額控除等	⑲
所得税に係る源泉徴収税額（下の㉓の金額）	⑳
再差引所得税額（⑱－⑲－㉓）	㉑（赤字のときは0）
復興特別所得税額相当額 ㉑ × 2.1%	㉒
予定納税基準額（㉑＋㉒）	㉓

㉓の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和3年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔	円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕	
差引税額（㉔－㉕）	㉖	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額（㉖ × 100 / 102.1）	㉗	

詳しくは、同封の『令和4年分 予定納税について』をご覧ください。

年 月 日

(郵便番号) _____

(納税地) _____

(氏名) _____ 殿

_____税務署長 _____印

中間申告書（期限後提出分）の取扱いについて

あなたから提出されました申告書は、期限後に提出されたため、消費税法（地方消費税を含みます。）上の中間申告書とはなりませんのでお知らせします。

なお、この申告書の提出に伴って納付された消費税額は、還付又は未納の国税に充当します。

中間申告書（期限後提出分）の取扱いについて

1 作成目的

この返戻書は、期限後に提出された中間申告書の取扱いを当該事業者に通知する場合に作成する。

2 その他

この通知の送付に当たっては、消費税の更正決定通知書等の送付用の窓付封筒を使用する。

年 月 日

(郵便番号)

(納 税 地)

(氏 名)

殿

税 務 署 長 印

中間申告書（撤回申出分）の取扱いについて

年 月 日付でされた中間申告の撤回の申出に基づいて、あなたから提出された

自 年 月 日
至 年 月 日 中間申告対象期間の中間申告書を無効とします。

なお、この申告書の提出に伴って納付された消費税額は、還付又は未納の国税に充当します。

中間申告書（撤回申出分）の取扱いについて

1 作成目的

この返戻書は、中間申告書の提出を要しない事業者が中間申告した後において、その申告を撤回したい旨の申出がなされ、当該申出に基づき当該事業者へ通知する場合に作成する。

2 その他

- (1) この通知書の送付に当たっては、消費税の更正決定通知書等の送付用の窓付封筒を使用する。
- (2) 「 年 月 日付」には、撤回申出書を提出した年月日を記載する。
- (3) 文中の不要文字は抹消する。